

未経験・無資格の方を積極的に雇用する府内介護保険施設を支援します！

募集期間

令和3年4月1日から
令和3年12月15日まで

どのような内容ですか？

対象事業者において、令和3年4月1日以降に、大阪福祉人材支援センターを介して介護未経験・無資格の求職者を3か月以上雇用し、かつ介護職員初任者研修を修了した場合に、雇用経費及び研修受講料の一部を大阪府が支援します。



©2014 大阪府もずやん

補助金額は？

○雇用経費

<正規雇用（雇用期間の定めなし）>

1人あたり上限 **25万円**

<非正規雇用（雇用期間の定めあり※）>

1人あたり上限 **12.5万円**



○介護職員初任者研修の研修受講料

1人あたり上限 **5万円**

※自動更新の場合でも、当初の雇用契約が有期であれば、非正規雇用となります。

対象となる要件は？

○府内に所在する以下の施設を運営する法人であること

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設

○大阪福祉人材支援センターの無料職業紹介サイト「福祉のお仕事」に求人票を掲載していること

○大阪福祉人材支援センターを介して雇用した介護未経験・無資格者が3か月以上定着するとともに、介護職員初任者研修を修了すること

※その他詳細な要件については、ウラ面に記載の本事業ホームページに掲載する補助金交付要綱をご確認ください。

申請方法はウラ面へ➡

申請方法

①人材センター（大阪福祉人材支援センター）に求人票を掲載

求人票の備考欄に「介護分野への就労・定着促進事業参加事業者」と記載してください。

②大阪府へ本事業参加の意向を届け出る

本事業を活用される場合は、申請前に「事前着手届」をホームページからダウンロードし、大阪府担当課へ提出してください。

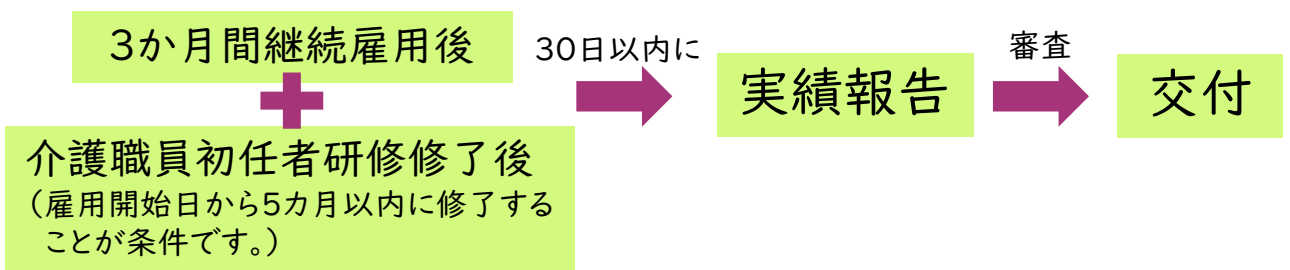
③求職登録済みの求職者（介護未経験・無資格の方）と、人材センターの紹介を経て3か月以上の雇用契約を締結

本事業は求職者が雇用後3か月以上定着することに併せて、雇用後5か月以内の介護職員初任者研修の修了が補助金の交付条件です。

④雇用開始日から30日以内に大阪府へ申請書類を提出

申請に必要な書類は本事業ホームページからダウンロードし、郵送で提出してください。

申請後の流れ



求人票・求職者の雇用に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
(住所) 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3F
(電話) TEL:06-6762-9020
(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

本事業の内容・申請手続きに関するお問い合わせ先

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ
(住所) 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館8階
(電話) TEL:06-6944-0286
(ホームページ) http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/syurou_teichaku.html